

# 千葉県道路台帳データ整備実施要領

令和8年4月

千葉県県土整備部道路環境課

# 目 次

第1章	総則 .....	2
第2章	区域決定（変更）供用開始（廃止） .....	4
第3章	3級基準点測量 .....	6
第4章	4級基準点測量 .....	7
第5章	TS地形測量 .....	8
第6章	道路台帳 .....	11
第7章	真位置道路データの作成 .....	15
第8章	数値道路データファイルの作成 .....	21

# 第1章 総則

## (目的)

第1条 この要領は、千葉県が管理する道路の現況を調査し、道路法第28条に基づき道路台帳を作成し、道路維持管理等の資料を作成することを目的とする。

## (使用する基準、文書等)

第2条 本要領に定めるもの以外は以下に掲げる要領等に基づいて実施すること。

- (1) 測量法
- (2) 道路法
- (3) 航空法
- (4) 地方交付税法
- (5) 道路法施行規則
- (6) 測量業務共通仕様書
- (7) 千葉県公共測量作業規程
- (8) 道路構造令
- (9) 道路施設現況調査提要
- (10) 電子納品運用ガイドライン 千葉県県土整備部技術管理課
- (11) 車載写真レーザ測量システムを用いた三次元点群測量マニュアル（案）令和元年12月  
国土交通省国土地理院
- (12) UAVを用いた公共測量マニュアル（案）平成28年3月（平成29年3月改正）国土交通省国土地理院
- (13) 地上レーザ測量システムを用いた三次元点群合成マニュアル令和6年3月国土交通省国土地理院
- (14) LiDAR SLAM 技術を用いた公共測量マニュアル令和7年4月国土交通省国土地理院

## (用語の定義)

第3条 本要領で用いる用語を次のように定める。

- (1) 真位置データ  
真位置データとは、地形測量あるいはデジタルマッピング等により取得された地図情報で、転移をしていないそのままの位置で記述したデータをいう。
- (2) 数値道路データ  
数値道路データは、道路台帳要素を構成する、区間ポリゴン、車道ポリゴン、中心線のベクトル情報等を基準したデータをいう。
- (3) 区間マスタ  
区間マスタは道路台帳調書に必要な、幅員、区間延長、区間基本部類等の属性情報を基準したデータをいう。

(4) MMS

MMS (Mobile Mapping System) とは車両等の移動体に GNSS アンテナ、レーザスキャナ、カメラなどの機器を搭載し 走行しながら 3 次元空間データを高精度で効率的に取得できるシステム

(5) UAV

無人航空機 (UAV : Unmanned Aerial Vehicle 通称ドローン)

(6) TLS

三次元 TLS (地上型レーザースキャナー) とは、レーザ光を対象物に照射し、その反射光を受信することで 3 次元の位置情報を取得し、高密度な点群データを短時間で収集する測量技術をいう。

(7) LidarSLAM

Lidar (Light Detection and Ranging) と呼ばれるレーザ光と SLAM (Simultaneous Localization and Mapping) と呼ばれる自己位置推定の技術を組み合わせることで 3 次元データを取得する測量技術をいう。

**(基準)**

第4条 測地成果 2011、平面直角座標系第 9 系とする。

2. 標高は TP とする。

3. 令和 7 年 4 月に測地成果 2024 が公表されているが、水平位置に変更がないこともあり令和 8 年 1 月現在では、測地成果 2011 を採用する。

## 第2章 区域決定（変更）供用開始（廃止）

### （要旨）

- 第5条 この要領は、道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域の決定・変更及び供用開始の事務手続きについて必要な事項を定める。
2. 道路の区域とは、道路敷地の幅と長さによって示される平面的な区域をいい、道路管理者が道路の区域を決定することで定まる。道路の区域は道路法が全面的に適用される範囲で道路の区域を決定、変更したときは、道路の種類、路線名、敷地の幅員及びその延長などを公示し、図面を縦覧する。
  3. 道路の供用の開始とは、形態を備えた道路を一般交通の用に供する旨を意思表示する行政行為で、供用が開始されると道路法の規定が全面的に適用される。自動車専用道路、自転車専用道路、自転車歩行者専用道路、歩行者専用道路を指定して、車両等の通行を制限する場合もある。

### （区域の決定）

第6条 区域決定に必要な道路区域調書に添付する図面は以下のとおりとする。

- |   |     |
|---|-----|
| (1) 位置図（管内図縮尺 1:50,000 以上）  | 1 部 |
| (2) 平面図（縮尺 1:1,000 以上、起終点及び地番を明記し、敷地の最大最小位置は指示線を引き、幅員及びその延長を記入すること） | 1 部 |
| (3) 公図転写連続図   | 1 部 |
| (4) 求積図   | 1 部 |
| (5) 標準断面図   | 1 部 |

### （区域の変更）

第7条 道路工事（原因者工事「法第22条」承認工事「法第24条」を含む。）により、区域変更の必要が生じた場合は道路区域変更調書等（別冊様式集別記第3号及び第4号の1・第4号の2・第4号の3・第4号の4様式）を作成する。

- |   |     |
|---|-----|
| (1) 位置図（管内図縮尺 1:50,000 以上）  | 1 部 |
| (2) 平面図（縮尺 1:1,000 以上、起終点及び地番を明記し、敷地の最大最小位置は指示線を引き、幅員及びその延長を記入すること） | 1 部 |
| (3) 公図転写連続図   | 1 部 |
| (4) 求積図   | 1 部 |
| (5) 参考事項調書（別記第7号の1様式）   | 1 部 |

### （供用開始）

第8条 供用開始調書には、次の図書を添付するものとする。

- |  |     |
|--|-----|
| (1) 位置図（管内図縮尺 1:50,000 以上）               | 1 部 |
| (2) 平面図（縮尺 1:1,000 以上、起終点及び地番及び延長を明記する。） | 1 部 |
| (3) 公図の写し                                | 1 部 |
- （公図転写連続図可。なお、供用を開始する区域内の権原を取得していることがわかる

ように、筆ごとに所有者等を記載する又は所有者等の一覧表を作成すること)

(4) 参考事項調書 (別記第7号の2様式)

1部

### (図面の着色)

第9条 区域決定調書に添付する平面図及び転写連続図は、道路区域を赤色により着色し、平面図には起終点の地先、地番及び道路敷地の最大最小箇所幅員等を記入するものとする。

2. 区域変更調書に添付する平面図及び転写連続図の着色は以下のとおりとし、平面図には起終点の地先、地番及び道路敷地の最大最小箇所幅員等を記入するものとする。なお、作成した情報は紙ベースで提出することになるが、併せてPDFデータを提出するものとし用紙サイズはA規格とする。

(1) 新たに道路区域となる部分は赤色で着色。なお、拡幅部分は従前の道路区域を青色で着色し、かつ新道路区域の外側を赤色実線で記入する。

(2) 供用廃止する部分は青色斜線

(3) 払下げする部分は茶色

(4) 交換する部分は黄色

(5) 市町村に在置する部分は緑色

3. 供用開始調書に添付する供用開始図は、供用開始部分を赤色に着色し、起終点及び必要な箇所幅員に地先、地番を記入するものとする。

### (地番の取り方、幅員及び延長について)

第10条 起点から終点方向に向かって起終点における区域左端と隣接する地先、地番とする。

2. 左隣接地が当該道路の敷地である場合や官有無番地の時は、さらにその左隣の地番とする。その際、河川等の介在により左側の土地との隔たりが大きいなど、当該土地の地番をもって表示することが起終点の特定に不相当である場合は右側地番とする。その右側地番も同様の理由で適当でない場合は、道路区域内の左端の地番とする。

3. 幅員については、道路センターに対し垂直に計測すること。(官民境界がはっきりした用地測量図がある場合は当該図面での計測を心掛けること。)

4. 複線(A+B等)の場合の幅員は両区間の交わらない部分で取ることを原則とする。

5. 延長は道路センターで計測し、工事図面に測点がある場合は当該測点名とそこからの距離を差分表示して、告示調書備考欄に記載し根拠を示すこと。

6. 複線の場合の延長は、原則として新旧道路センターの交点から交点までの距離とすること。

### (道路の区域決定調書等及び図書の保管)

第11条 区域決定、区域変更、供用開始の各調書は、路線別に整理し保管するものとする。なお、区域変更調書については、その区間を再度区域変更した時は以前の調書を整理する。

2. 図書の保管方法は次のとおりとする。

(1) 平面図は、路線別に起点から終点に向かって順次として保管すること。

(2) 平面図には、道路区域決定・変更等の告示年月日、番号及び供用開始告示年月日番号を記載すること。

- (3) 位置図は、(1) の第 1 ページにとして区域変更箇所の間と平面図との対称番号を記載すること。

### 第 3 章 3 級基準点測量

#### (選点および設置)

- 第12条 基準点の観測手法は基本点に GNSS によるものとし、可能な限り新点間の視通を確保するものとして後続の 4 級基準点測量、TS 地形測量に支障がないよう選点する。
2. 基準点測量の区分及び既知点の種類等は千葉県公共測量作業規程による。
  3. 新点の設置位置は、管理している道路内に限定する。接続する直轄国道、市町村道、民地等には設置しないこと。また、設置にあたっては、道路構造物等恒久的に保存可能な場所を選定し工業用ボンド等による貼り付けとする。
  4. 設置する金属標には、下図の要領で刻印する。



金属標: 径 50mm

5. 基準点名称は等級-土木事務所コード-連番となる。平成 5 年当時からの連番を採用しているため、途中土木事務所コードの見直しが行われているが、3 級基準点については、当時のコードを継承する。
6. 選点位置が著しく観測状況が良くないなど、GNSS の計測が難しく TS を使用したい場合には予め監督員と協議のうえ実施するものとする。

#### (平均計画)

- 第13条 3 級基準点の平均計画については、監督職員の承認を得る。電子基準点を与点とする場合には、測地成果 2011 で計算を実施すること。

#### (計算)

- 第14条 千葉県公共測量作業規程に準じる。

**(成果等)**

第15条 成果等は、次のものを標準とする。

- (1) 成果等は、次のものを標準とする。
- (2) 成果表
- (3) 基準点網図
- (4) 観測手簿
- (5) 観測記簿（距離計算簿）
- (6) 計算簿
- (7) 点の記
- (8) 精度管理表
- (9) 点検測量簿
- (10) 平均図

## 第4章 4級基準点測量

**(選点及び計算)**

第16条 4級基準点の設置は対象の道路内として、赤色明示板を使用し、測量鋸を打設する。

2. 設置位置がコンクリート舗装等の場合は、ドリルによる穿孔及び工業用ボンドによる接着とする。
3. 4級基準点の観測手法は基本点にTSによるものとするが、GNSSを利用する場合は、予め発注者へ確認、承諾を得るものとする。
4. 基準点測量の区分及び既知点の種類等は千葉県公共測量作業規程による。
5. 計算は千葉県公共測量作業規程による。

**(成果等)**

第17条 成果等は、次のものを標準とする。

- (1) 成果表
- (2) 基準点網図
- (3) 観測手簿
- (4) 観測記簿（距離計算簿）
- (5) 計算簿
- (6) 点の記
- (7) 精度管理表
- (8) 点検測量簿
- (9) 平均図

## 第5章 TS 地形測量

### (趣旨)

第18条 地形測量とは、トータルステーション（以下「TS」という）。及びデータ処理システムを用いて地形、地物等各種地図情報をデジタル形式で測定、記録する作業をいう。

2. MMS,UAV,TLS,LidarSLAM を使用して地形測量を実施する場合には、予め監督員と協議のうえ決定する。
3. 本作業は TS を使用することを前提としているため MMS,UAV,TLS,LidarSLAM を使用する場合であっても設計変更の対象としない。
4. 発注者の理由で前項3の成果を納品する場合には、地形変化点以外のすべての点群を含めるものとして、作業規程に準じ設計変更を行う。

### (観測)

第19条 設置した3級基準点あるいは4級基準点に TS を設置し放射法により測定する。

2. 放射点より地物を測定する場合は、視準点に他の与点を含める等して精度管理を実施する。
3. 道路内の地物は直接測定を原則とする。
4. 独立標高点の測定は間接方式を併用できるものとする。

### (地図情報レベル)

第20条 取得する地図情報レベルは500とする。

2. 既存の地図情報レベル1,000区間の図面を修正する場合には、当該区間を地図情報レベル500として作成し、同一図面内に修正しない部分が含まれる場合には、地図情報レベル500と地図情報レベル1000で別な図面とする。

### (表現分類基準)

第21条 本作業の表現分類基準は、「別冊千葉県道路台帳整備要領表分分類コード」による。

### (取得範囲)

第22条 道路中心線とり左右15m計30mとするが、道路幅員がこれを超える場合には道路縁より5mの範囲とする。

### (道路要素の計測)

第23条 道路台帳附図作成が目的の地形測量になることから、道路敷地等の道路構造物等表現分類コードに規定がある地物については原則TSによる計測を実施する。

2. 交通量が多い幹線道路等でセンターラインの取得等車道への立入が困難な場合にはノンブリズム機能が搭載されたTSを利用する等して安全を確保する。

### (地形表現)

第24条 山間部においては等高線、山間部以外では標高点により地形表現を行う。

2. 主曲線間隔は1mとして、地形表現が困難な場合には適宜補助曲線を用いる。

3. 地形表現のためのデータ取得間隔は、地形の状況を考慮して十分な精度が確保できるように設定する。

#### (標高点の測定)

第25条 標高点の位置は、地形判読の便を考慮し十分な精度が確保できるように設定する。

2. 3、4級基準点標高を基準として間接法による標高取得を標準とする。
3. 道路中心線における取得間隔は20m(図上4cm)とする(地図情報レベル500)
4. 道路の主要な分岐点及び道路が通ずる鞍部その他主要な鞍部
5. 主な傾斜の変化点
6. その付近の一般面を代表する地点
7. その他地形を明確にするために必要な点
8. 測定の密度は図上5cm平方に1点を標準とする。

#### (MMSによる計測)

第26条 MMSにより計測を実施する場合は「第1章第2条(11)車載写真レーザ測量システムを用いた三次元点群測量マニュアル(案)令和元年12月国土交通省国土地理院」に準じて作業する。

2. MMSを使用した場合はTSにより精度検証を行う。
3. MMSの使用にあたっては監督職員と協議のうえ決定する。

#### (UAVによる計測)

第27条 UAVにより計測を実施する場合は「第1章第2条(12)UAVを用いた公共測量マニュアル(案)平成28年3月(平成29年3月改正)国土交通省国土地理院」に準じて作業する。

2. UAVにより計測を計画する場合には、航空法令や関連するガイドライン、国土交通省航空局が示す飛行ルール等を遵守し、安全の確保に努めること。
3. 「空港周辺」「DID地区」「緊急用務空域」「150m以上の空域」は飛行させないこと。
4. 改正航空法以外にも条例により規制がある場合があるので十分に確認すること。
5. UAVを使用した場合はTSにより精度検証を行う。
6. UAVの使用にあたっては監督職員と協議のうえ決定する。

#### (TLSによる計測)

第28条 TLSにより計測する場合は「第1章第2条(13)地上レーザ測量システムを用いた三次元点群合成マニュアル令和6年3月国土交通省国土地理院」に準じて作業する。

2. TLSを使用した場合はTSにより精度検証を行う。
3. TLSにより計測する場合には、監督職員と協議のうえ決定する。

#### (LidarSLAMによる計測)

第29条 LidarSLAMにより計測する場合は「第1章第2条(14)LiDAR SLAM技術を用いた公共測量マニュアル令和7年4月国土交通省国土地理院」に準じて作業する。

2. LidarSLAM を使用した場合は TS により精度検証を行う。
3. LidarSLAM により計測する場合には、監督職員と協議のうえ決定する。

#### (数値地形編集)

第30条 TS 等で取得した地物位置について、線状対象物、道路内構造物、建物、植生、等高線の順で編集するものとして必ずデータの位置、形状等を確認してデータの取得に漏れがないように留意する。

2. 表現分類コードは「別冊デジタルマッピング真位置データファイル表現分類基準」による。
3. 変形地は可能な限り等高線で取得し、その状況によって変形地記号を取得する。
4. データの取得漏れが発覚した場合には、TS 等により現地補足するものとする。
5. 道路縁に存在する側溝、擁壁等が重なる場合であっても転移しない（真位置で取得する）

#### (現地補足)

第31条 現地補測は、判読又は数値図化が困難な地物等及び写真撮影後に変化が生じた地域について、基準点等又は編集済データ上で現地との対応が確実な点に基づき、TS 等を使用し放射法により実施する。

#### (出力図による点検)

第32条 インクジェットプロッター等を使用し地図情報レベルにより印刷し地物等に過不足等がないか現地において確認、点検を実施する。

#### (成果品)

第33条 数値地形図データは後述する真位置データを使用し道路台帳附図として納品する。

2. 道路台帳附図は、真位置データとして作成したデータをインクジェットプロッターで印刷して納品する。
3. 管理システム用データとして後述する真位置データとして納品する。

## 第6章 道路台帳

### (道路の構成)

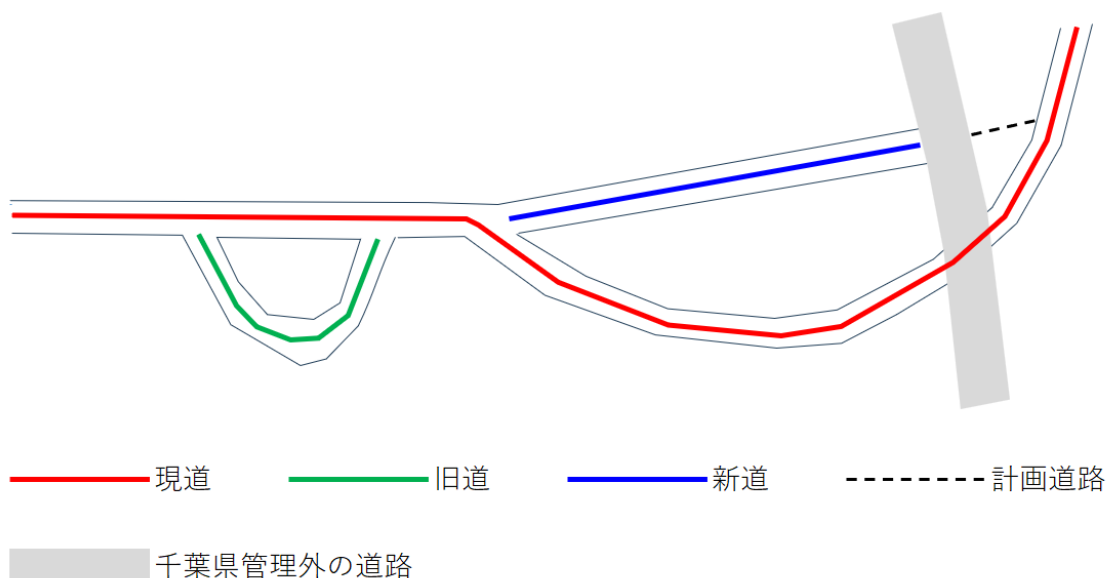
第34条 道路の基本的な構成は道路法、道路施行規則、道路台帳提要によるものとする。

2. 道路とは道路法による道路をいう。ただし、道路の構成でいう道路は、橋梁・トンネル・踏切を除いたものである。
3. 橋梁とは、河川・湖沼・海峡・運河などの水面を超えるため、あるいは水のない谷、凹地または、建築物や他の交通路等を超えるために桁下に空間を残し、架設される道路構造物で橋長 2m 以上のものをいう。また溝橋（カルバート）は橋梁として扱うが、暗渠との区別が困難なものについては土被りが 1m 未満のものを溝橋（カルバート）とする。
  - ① 橋  
河川・湖沼・海峡・運河・谷などの水面（出水時に水面となる場合を含む）を超えることを主たる目的にした橋梁という。
  - ② 高架橋  
橋、栈道橋以外の橋梁をいい、跨道橋・跨線橋を含む。
  - ③ 栈道橋  
斜面の中腹に棚状の橋梁構造形式で設けられた道路で、橋梁部分が横断面的にまでおよんでいるものをいう。
4. トンネルとは山腹・台地・地下・水底等自然の障害物を通過するために設けられたもので、人及び車の通行の用に供しうる内空断面を有する道路物をいう。なお、立体横断施設としての、地下横断歩道・ボックスカルバート・ロックシェッド・スノーシェッド・ルーバ型抗門・突出型抗門等はトンネルに含まない。
5. 踏切道とは、道路と鉄道とが平面で交差している部分をいう。なお、鉄道とは、鉄道事業法による鉄道（特殊鉄道を除く普通鉄道・専用鉄道に限る）及び軌道法による新設軌道をいう。
  - ① 専用鉄道  
公共団体または私人が、自己あるいは他人の専用に供する目的で国土交通大臣の免許を受けて敷設し、一般の鉄道ないし専用鉄道と直通または連絡しているものをいう。
6. 立体横断施設とは、歩行者及び自転車利用者等の道路または鉄道（新設軌道を含む）の横断の安全を確保するため当該道路の車道部と立体に分離された、横断歩道橋（自歩道）・地下横断歩道（自歩道）をいう

### (現道・旧道・新道)

第35条 現道とは、旧道、新道以外の道路をいう。

2. 旧道とは、バイパス等の建設に伴い建設前の元の道路が他の道路として編成されず存在する場合、その元の道路をいう。
3. 新道とは、バイパス部分が現道に連絡されないで部分的に供用されている区間をいう。



### (改良・未改良)

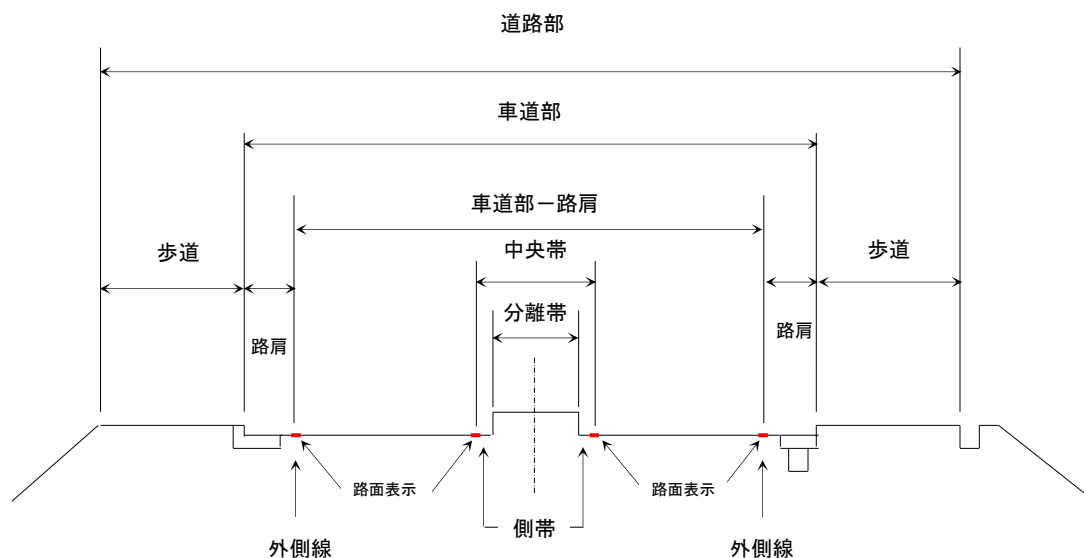
第36条 規格改良済とは道路構造令等の規格に適合するものをいう。なお、本要領では簡便のため、下記表により区分して改良・準改良・未改良として取り扱うものとする。なお、準改良は規格改良済として取り扱う。

道路種別	改良	未改良
一般国道	車道 5.5m 以上	5.5m 未満
主要地方道		
一般県道		
独立専用自歩道	通行帯 2.0m 以上	2.0m 未満

## (幅員構成)

第37条 各幅員はメートル単位として少数第2位 (cm) まで計測するものとする。

2. 車道とはもっぱら車両の通行の用に供することを目的とする道路の部分の幅員をいう。ただし、車道幅員が明確でない場合は、(外側線がない場合) 原則として全幅員から路肩として  $0.5\text{m} \times 2 = 1.0\text{m}$  を差し引いたものとし、橋梁・トンネルについては  $0.25\text{m} \times 2 = 0.5\text{m}$  を差し引いたものとする。車道幅員には、中央帯の幅員を除き、緩速車道の幅員を含む。
3. 歩道とはもっぱら歩行者あるいは自転車の通行の用に供するために、縁石線または防護柵等で車道部と区分された幅員をいう。
4. 中央帯とは車道を往復の方向別に分離し、及び側方余裕を確保するために設けられる帯状の道路の部分であり、中央分離帯と側帯から構成される。分離帯は、縁石線等の工作物で縁取ったもので (マーキング・道路鋸等の簡易なものは除く) 往復交通の分離を構造的に表現するものである。なお、マーキング・道路鋸等は車道に含める。
5. 路肩とは道路の主要構造部を保護し、または車道の効用を保つために、車道、歩道、自転車道または自転車歩行者道に接続して設けられる帯状の道路の部分である。歩道等施設を有しないで車道の左右を停車帯的に利用させている部分がある場合は、当該部分を路肩として取り扱うこと。側溝については、有蓋であって、強度及び構造からみて路肩の効用を兼ねている場合、路肩として取り扱う。また、L型側溝についても路肩幅員に含める。路肩幅員は、外側線位置とするが表示がない場合は交通不能区間を除き、道路・踏切道については片側  $0.5\text{m}$  以上、橋梁・トンネルについては、片側  $0.25\text{m}$  以上とする。



### (上位路線の取り扱い)

第38条 県管理道路が交差する場合においては、路線番号が若い路線を上位路線とする。

### (交差点の取り扱い)

第39条 県管理道路が交差する場合において、交差点等で隅切りが存在する場合には、上位路線側の敷地に隅切りを含める。

2. 直轄国道や、市町村道との交差点については、管理協定等の記録を確認し決定する。
3. 幅員が4mに満たない道路が交差する場合は、交差点として取り扱わない。

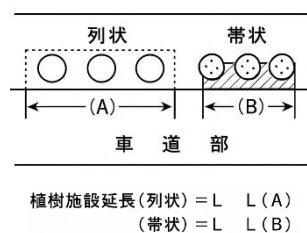
### (歩道種別、部分自歩道)

第40条 歩道種別等は左右別に以下のとおり記入する。

2. 歩道とは、車道部と併設された歩行者に供するために設けられたもの。
3. 歩道+自転車道とは車道部と併設された歩道と自転車道が段差等により構造的に区画されたもので、幅員1.50m以上のもの。
4. 自転車歩行者道とは、車道部と併設された自転車・歩行者に供するために設けられたもの。なお、路面にマーキングして歩行者と自転車を区分しているものについては、自転車歩行者道とする。
5. 歩道等(分離)とは、道路法第48条の13により自転車専用道路等として指定された道路の部分または構造的に車道と分離しているものとし、一般的には人家等の障害物により、車道部から離れて設けられたもの。なお、同法に基づき、自転車専用道路等として指定された道路(それ自体で独立の路線を有するもの)は、独立専用自歩道として計上すること。
6. 計測にあたっては、以下の内容を考慮すること。
  - (1) 交差点の前後に歩道が設置されている場合には、交差点に歩道が設置されているものとしてその延長を加える。
  - (2) 交差点の前後に歩道が設置されていない場合及び前後どちらか一方にのみ設置されている場合の交差点の延長は、歩道等延長に加えない。
  - (3) 歩道等(分離)は車道と有効幅員が構造的に分離している状態。

### (歩道等植樹施設)

第41条 歩道等の植樹施設が設けられている場合に、列状・带状別に左右別に記入する。なお、列状とは、植樹等により列状に植栽されているものであり、带状とは、連続に植栽(植樹帯形式)してあるものをいう。



## 第7章 真位置道路データの作成

### (趣旨)

第42条 真位置データとは地形測量あるいはデジタルマッピング等により取得された地図情報で、転移をしていないそのままの位置で記述したデータをいう。

### (データフォーマット)

第43条 作成するデータフォーマットは NIF4 形式 (株式会社昭文社クリエイティブ社製) として経緯度座標により作成する。現地測量時は JGD2011 として実施し、成果ファイルを作成する際に経緯度座標とする。なお、座標単位は秒以下 7 桁とする。

2. キーコード部は 11 桁とする。(キーコードという呼び名は NIF4 独自の内容で別冊ファイルフォーマットにその詳細を記載する。)
3. 等高線には標高属性を格納する。
4. 円弧、スプライン、自由曲線は使用しない。
5. ベクトルフォーマット仕様は別冊ファイルフォーマットによる。

### (図郭等の装飾)

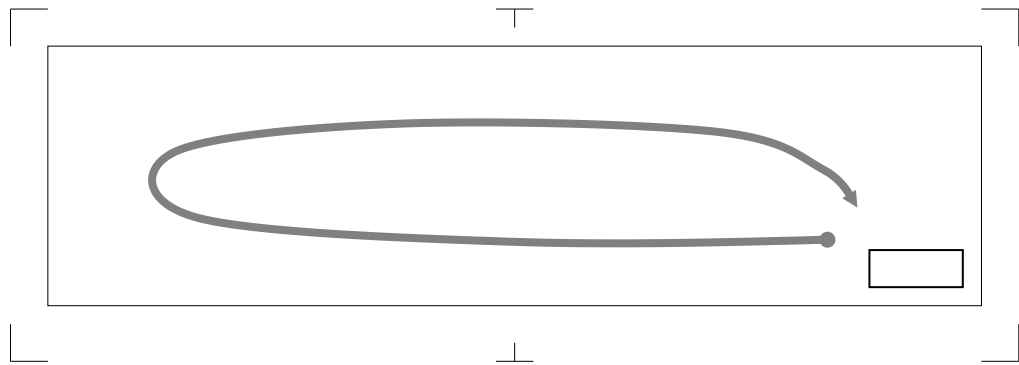
第44条 用紙サイズは、297mm×841mm を基本として、路線名、作業会社名、方位、調整年月日等を加える。

2. 道路幅員の関係で 297mm に収めることができない場合には、297mm を基準として倍数のサイズを採用する。また、橋梁等区間を切断することができない場合には 841mm を基準として倍数のサイズを採用する。
3. 新たに図郭を作成した場合には、右下のタイトルボックス内に作成会社名として受託会社の名称を記載する。補正等で同様の図郭に更新する場合には左下に修正履歴を記載する。
4. 図郭番号は路線起点から 50100 より設定することを基本としており、501 を起点として 502、503、504 とインクリメントさせる。4 カラム目、5 カラム目は補正を考慮しており、新たに 1/500 で取得した際には間に 99 枚まで増やすことができる。また、新道の場合には、現道より分岐する図郭番号の末番号を 01 から使用する。
5. 装飾サンプルについて以下のとおり示す。

#### (1) 図郭サイズ



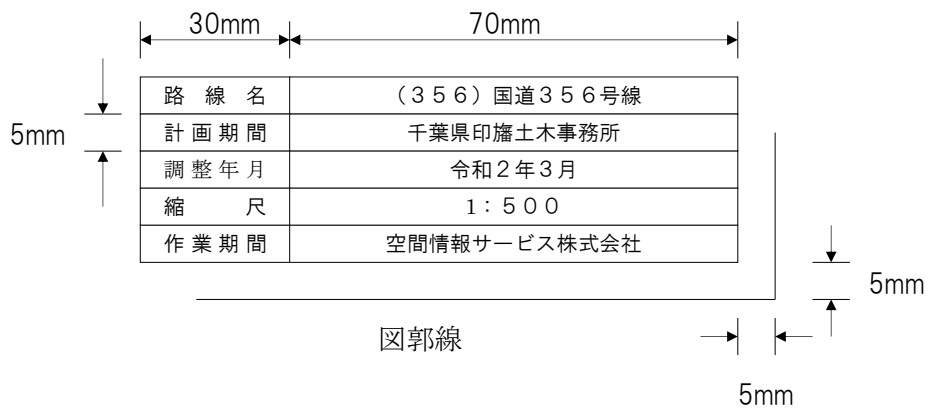
(2) 図郭の入力方向



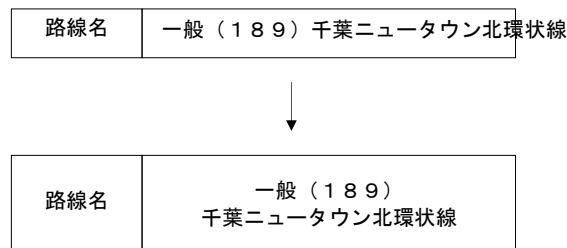
図郭の原点は右下として起点座標と終点座標を一致させる。また、直線状にはポイントを作成しないこと。

(3) タイトルボックスおよび路線番号

- 一般国道 …………… (297) 国道 297 号
- 主要地方道 …………… 主 (1) 市川松戸線
- 一般県道 …………… 一般 (15) 干潟停車場豊畑線
- 自転車道 …………… (401) 松戸野田関宿自転車道線

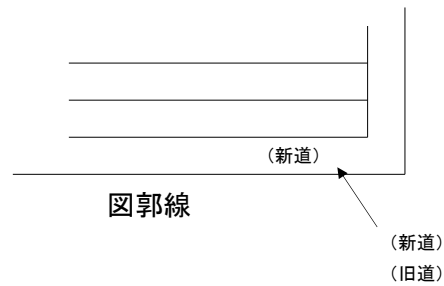


路線名の文字数の都合により 1 列で入らない場合には、以下のように 2 行により表示し表示サイズの高さは 2 倍にする。



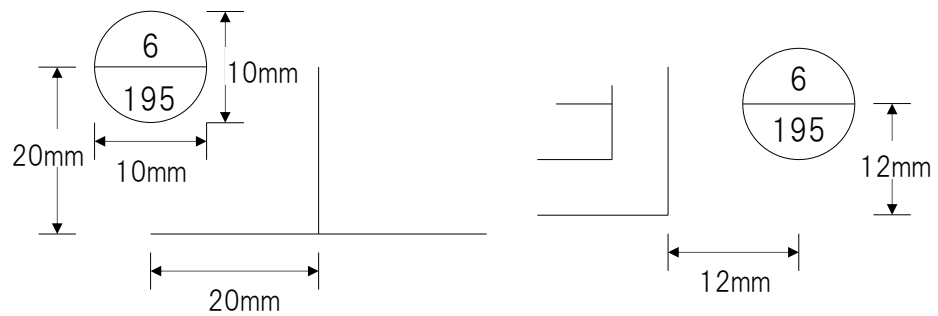
(4) 新道、旧道

新道、旧道の場合にはタイトルボックス右下に（新道）、（旧道）と表記する。現道については記載しない。

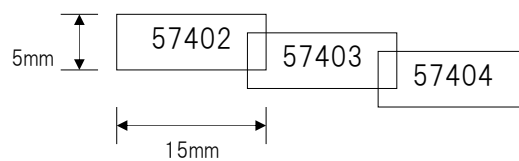


(5) 欄外附図番号

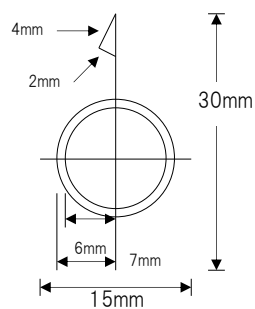
既存道路台帳附図には欄外に全葉に対する図面番号の記載がある。新規に図郭を作成する場合には作成不要とする。



(6) 接図例

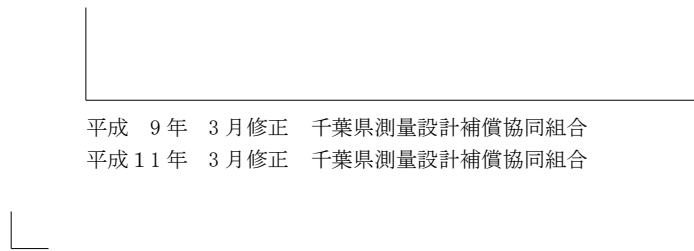


(7) 方位



(8) 修正履歴

修正履歴は図面左下に配置する。



修正回数の関係で 1 列に収まらない場合には、右側に続けて記載する。

(表現分類コード)

第45条 使用するコード体系は、別冊千葉県道路台帳整備要領表分類コードによる。構成するデータは、ポイント（点、方向）ライン（線）ポリゴン（面）とする。

2. 道路中心線は、隣り合う区間で座標を一致させるものとして区間内でグループを分割しない。
3. 法面等、面データになる地物は始終点座標を一致させる。
4. その他、入力における注意事項は別冊千葉県道路台帳整備要領表分類コードによる。

(中心線の取得)

第46条 道路台帳における中心線は、原則として車道部（車道及び歩道を含む通行空間）の幾何学中心を結んだ線とする。ただし、道路敷地に法面・緩衝地・河川敷等を含む場合には、当該部分を除外し、車道部の中心をもって中心線とする。

2. 道路中心線の設定は、センターラインがある場合はセンターラインに一致させて入力するものとし、センターラインが無い場合は車道端（外側線）の中央をもって中心線とする。
3. 交差点で右折レーンが設置され、センターラインが不規則に折れ曲がる場合は、路線の設計時の中心線を想定し設定する。
4. センターラインが無い道路で外側線（車道端）の中央をもって中心線を決定する場合、中心線が不規則に折れ曲がる場合についても路線の設計時の中心線を想定し決定する。

(区間設定)

第47条 道路台帳の区間は道路台帳施行規則及び以下の条件の場合に原則区間を設定する。

- (1) 道路の区域の境界線
- (2) 市町村、大字及び字の名称及び境界線
- (3) 車道の幅員が〇・五メートル以上変化する箇所
- (4) 曲線半径（30m 以上のものを除く。）
- (5) 縦断勾こう配（8%未満のものを除く。）
- (6) 路面の種類

- (7) 基本分類（区間種別）
- (8) 自動車交通不能
- (9) 交差点
- (10) 鉄道との交差箇所
- (11) 土木事務所の管理境界
- (12) 市町村界
- (13) 一般・有料の区分界
- (14) 立体横断施設
- (15) 歩道種別
- (16) バス路線
- (17) 交安指定
- (18) 緊急輸送路
- (19) 異常気象時規制区間
- (20) 関東ローム地域
- (21) 沿道状況
- (22) 都計・市街化区分
- (23) 用途地域

#### (エラーチェック)

第48条 レイヤー、ライン ID の組み合わせ、基準点記号と基準点名等キーコードを合わせるべき内容等について作成した論理チェックプログラムにより点検する。

- 2. 道路中心標高点、独立標高点は、記号に標高属性を付与し注記データは不要とする。
- 3. 等高線には標高属性を付与する。等高線の標高注記を配置し等高線は間断する。
- 4. 座標有効桁は mm 単位とする。

#### (ファイル名称)

第49条 作成するファイル名称は路線番号+現道・旧道・新道区分+有料・一般区分+図面番号とする。

カラム	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
例	3	4	1	0	1	1	5	0	1	0	0
説明	路線番号				※1	※2	図面番号				

※1 現道・旧道・新道区分

※2 有料・一般区分

- 2. 修正の図郭については管理上オーバーライトすることになるので、十分な点検を実施し誤りを未然に防ぐこととする。
- 3. 新規図郭番号の付与にあたっては以下のとおりとする。

#### (1) 現道

起点から終点に向かって 50100、50200 と 3 カラム目をインクリメントさせる。ルー

ト変更等により既存の図面間に割り込みが必要な場合には4カラム目、5カラム目を利用し01～99の間で付番する。

(2) 旧道

接道する現道の図郭番号より4カラム目、5カラム目を利用し01～99の間で付番する。

(3) 新道

接道する現道の図郭番号より4カラム目、5カラム目を利用し01～99の間で付番する。

4. 前項の付番方法により解決しない場合には、路線全体の見直しを行い整理するものとする。

## 第8章 数値道路データファイルの作成

### (趣旨)

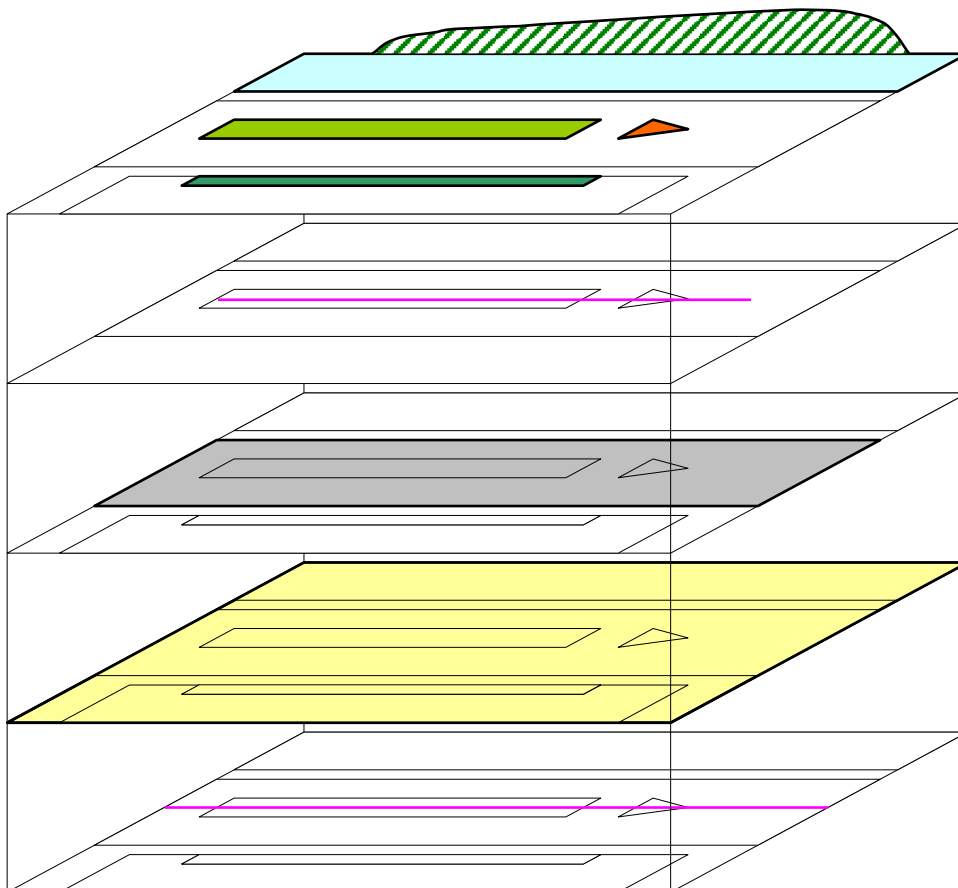
第50条 数値道路データとは道路台帳要素を構成する、区間ポリゴン、車道ポリゴン、中心線のベクトル情報等を基準したデータをいう。

### (数値道路データにおける階層及び使用可能な線分)

第51条 数値道路データは以下の階層構造とする。旧データ整備要領でのポリゴンはデータ容量等の制約等があり真位置で構成する線分を参照する仕組みをとっていたが、コンピュータ事情が進歩したこともあり、背景成分とポリゴンを別々に格納することとし、ポリゴンを構成する表現分類を再定義する。

レイヤー	構成する線の表現分類コード	
	変更前	変更後
1. 中心部	21041 (中心線)	21110 (中心線)
2. 道路部	21010 (道路外郭線)    21030 (徒歩道) 21070 (トンネル内道路)    22010 (高架部) 22030 (橋梁部)    91700 (区間線) 91820 (道路部仮想線)	21120 (道路部)
3. 車道部 - 路肩	21050 (外側線)    91700 (区間線) 91820 (道路部仮想線)	21130 (車道部 - 路肩)
4. 歩道	21010 (道路部外郭線)    210300 (徒歩道) 21070 (トンネル内道路)    22010 (高架部) 22030 (橋梁部)    91700 (区間線) 91811 (歩道仮想線)    91820 (道路部仮想線) 22130 (歩道)    61521 (横断防止 GR) 61522 (横断防止 GP)    61523 (横断防止 GF) 61524 (横断防止 GL)    61525 (横断防止 etc) 22270 (駒止)	21140 (歩道)         21141 (歩道設置延長)
5. その他 (中央帯)	22260 (中央帯)    91700 (区間線)	21151 (中央帯)
(交通島)	22220 (安全地帯)    91700 (区間線)	21152 (交通島)
(植樹帯)	22360 (植樹帯)    91700 (区間線)	21153 (植樹帯)
(環境施設帯)	21010 (道路部外郭線)    21220 (副道路肩部線) 21230 (環境施設帯内歩    21240 (環境施設帯内の	21154 (環境施設帯)

レイヤー	構成する線の表現分類コード	
	変更前	変更後
	道)	植樹帯)
	91700 (区間線)	
(法面)	61010 (人工斜面上端)	61011 (人工斜面下端)
	61100 (被覆上端)	61101 (被覆下端)
	61200 (法面保護上端)	61201 (法面保護下端)
(その他)	61998 (その他通行可)	21156 (その他通行可)
	61999 (その他通行不可)	21157 (その他通行不可)



### (データフォーマット)

第52条 作成するデータフォーマットはNIF4形式(株式会社昭文社クリエイティブ社製)として経緯度座標により作成する。現地測量時はJGD2011として実施し、成果ファイルを作成する際に経緯度座標とする。なお、座標単位は秒以下7桁とする。

2. キーコード部は11桁とする。(キーコードという呼び名はNIF4独自の内容で別冊 NIF4ファイルフォーマットにその詳細を記載する。)
3. 等高線には標高属性を格納する。
4. 円弧、スプライン、自由曲線は使用しない。
5. ベクトルフォーマット仕様は別冊 ファイルフォーマットによる。

### (データグルーピング)

第53条 区間データはグルーピング化するものとしてNIF4のキーコードにより実施する。図面内ユニークにするうえで区間番号と同等のキーコードを付与する。

#### (1) グルーピングが必要な要素

##### ① 区間番号(注記)

ティック(記号)

ガイドラインティック(記号)

ティック連結線(線分)

ティック番号(注記)

##### ② 中心線(線分)

##### ③ 道路部(ポリゴン)

##### ④ 車道部(ポリゴン)

##### ⑤ 車道部-路肩(ポリゴン)

##### ⑥ 歩道(ポリゴン)

##### ⑦ 防護柵(線分)

##### ⑧ 中央帯(ポリゴン)

##### ⑨ 交通島(ポリゴン)

##### ⑩ 植樹帯(ポリゴン)

##### ⑪ 環境施設帯(ポリゴン)

##### ⑫ 法面(ポリゴン)

##### ⑬ その他通行可(ポリゴン)

##### ⑭ その他通行不可(ポリゴン)

##### ⑮ 道路敷地(ポリゴン)

(2) 内包関係

以下の内包関係を保つこと。また、重なる要素については座標一致させる。

要素	道路敷地	道路部	道路部－路肩	歩道
区間番号（注記）	○	○	○	
中心線（線分）	○	○	○	
道路部（ポリゴン）	○	—		
車道部（ポリゴン）	○	○	○	
車道部－路肩（ポリゴン）	○	○	—	
歩道（ポリゴン）	○	○		—
防護柵（線分）	○	○		○
中央帯（ポリゴン）	○	○	○	
交通島（ポリゴン）	○	○	○	
植樹帯（ポリゴン）	○	○		○
環境施設帯（ポリゴン）	○			
法面（ポリゴン）	○			
その他通行可（ポリゴン）	○			
その他通行不可（ポリゴン）	○			
道路敷地（ポリゴン）	—			

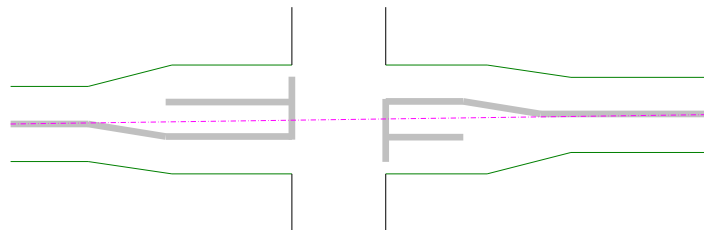
(3) 線分単位

中心線、防護柵は区間の途中で分割しない。

**(中心線 表現分類コード：21110)**

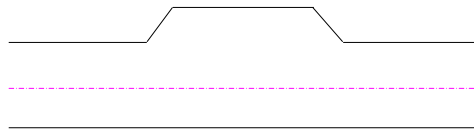
第54条 道路中心線の設定は、センターラインがある場合はセンターラインに一致させて入力するものとし、センターラインが無い場合は車道端（外側線）の中央をもって中心線とする。

2. 交差点で右折レーンが設置され、センターラインが不規則に折れ曲がる場合は、路線の設計時の中心線を推定して設定する。

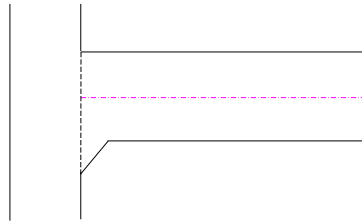


3. センターラインが無い道路で外側線（車道端）の中央をもって中心線を決定する場合、中心線が不規則に折れ曲がる場合についても路線の設計時の中心線を想定し決定する。

4. 退避所が備わっている場合には、待避所を除いた幅員で中心線を決定する。



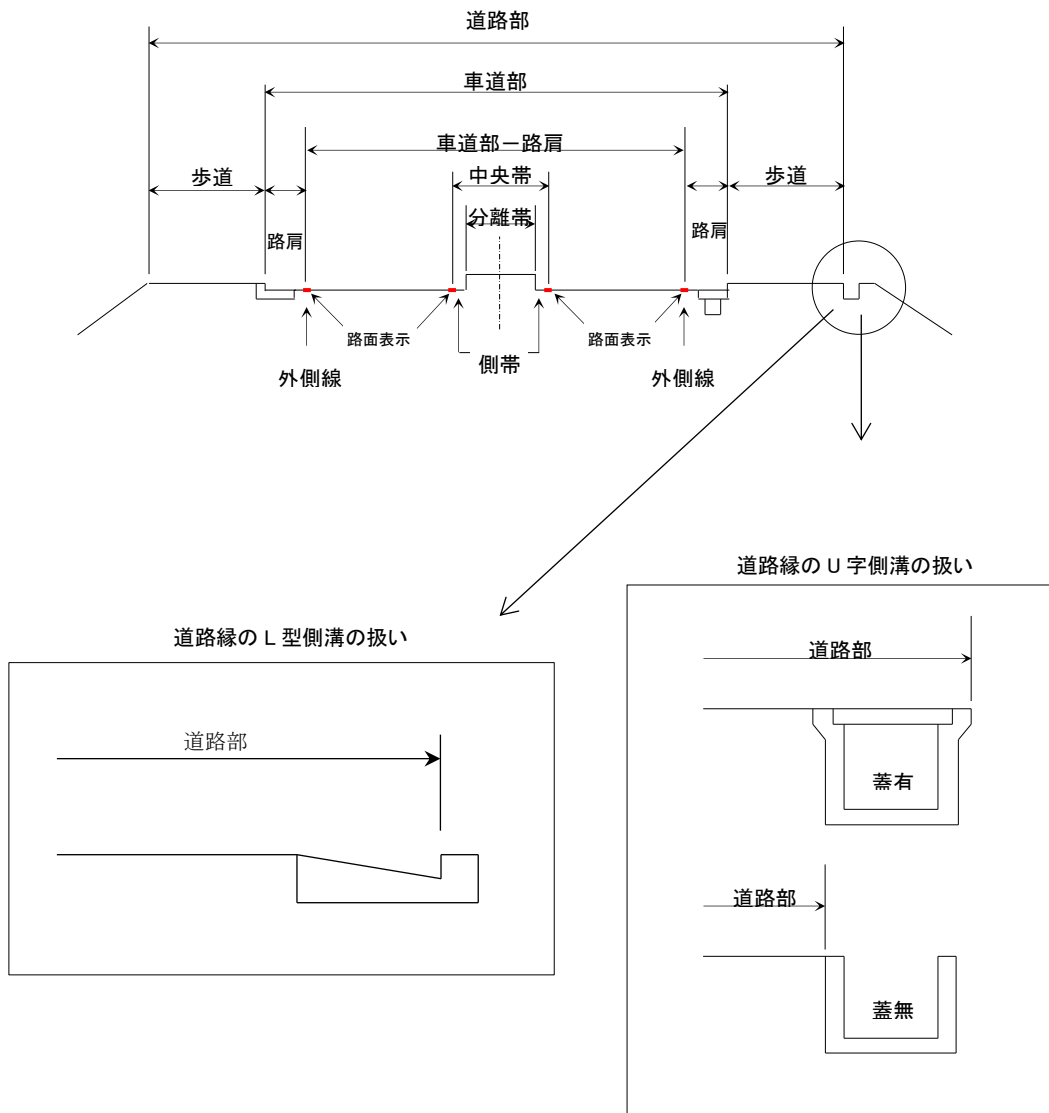
5. 交差点等で隅切が片側のみ設置されている場合には、隅切を除いた幅員で中心線を決定する。



(道路部外郭線 表現分類コード：21120)

第55条 道路部外郭線は道路部端を表現するものである。

2. 道路端に U 字側溝が設置されている場合には、蓋の有無により道路部端が異なる。(車両の通行の可否により判定する。)
3. 道路端に L 型側溝が設置されている場合には、道路部に地先境界ブロックを含めない。(車両の通行の可否により判定する。)ただし、民地への切下げ部分は含めない。(連続性を考慮)



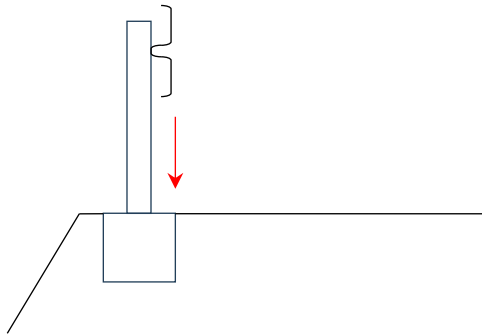
**(車道部 - 路肩 表現分類コード：21130)**

第56条 車道縁で構成される面であり、中央帯が存在する場合には中央帯を含む。

**(歩道 表現分類コード：21140)**

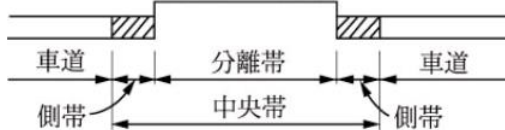
第57条 専ら歩行者の通行の用に供するために、縁石線又はさくその他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分という。歩車道境界に駒止め、アスカーブが設置してある場合、車道側が、道路部縁となる。

2. 道路部縁に防護柵が設置されている場合には、防護柵の車道側が道路部縁となる。



**(その他 (中央帯)：21151)**

第58条 中央帯は側帯を含めて作成する。



**(その他 (交通島)：21152)**

第59条 車両の安全かつ円滑な通行を確保し、または横断する歩行者若しくは乗合自動車若しくは路面電車に乗降する者の安全を図るために、交差点、車道の分岐点・乗合自動車の停留所・路面電車の停留場等に設けられる島状の施設。

**(その他 (植樹帯)：21153)**

第60条 街路樹等を植えるために設けられる道路の部分という。

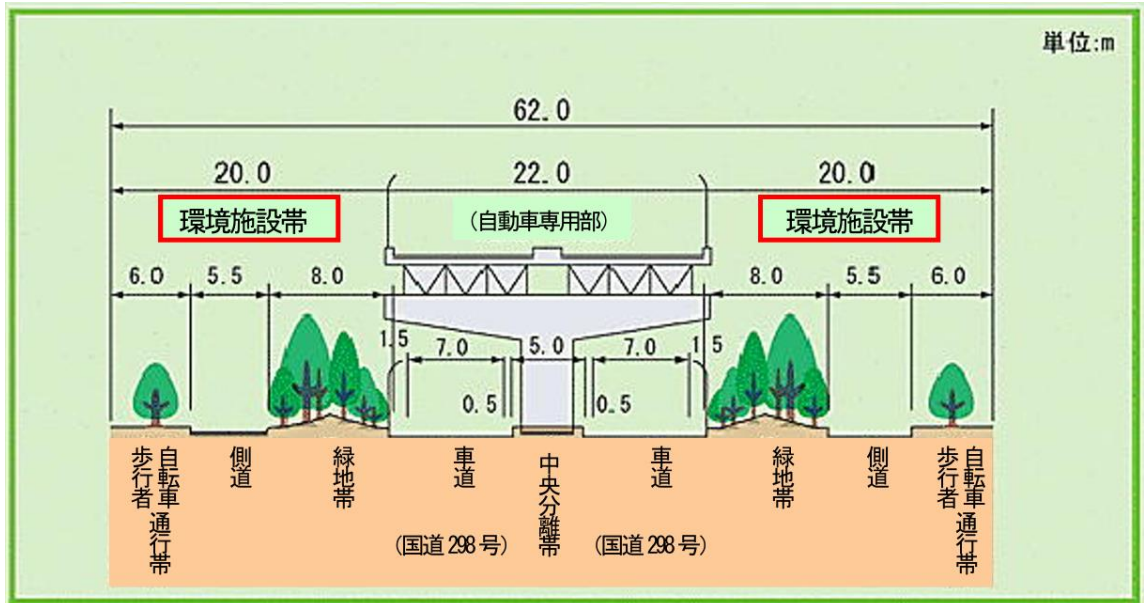
2. 植樹帯は歩道を含む。

**(その他 (環境施設帯)：21154)**

第61条 「道路環境保全のための道路用地の取得及び管理に関する基準 (建設省都計発第 44 号、建設省道政発第 30 号 昭和 49 年 4 月 10 日付都市局長、道路局長通達)」(以下「道路環境保全に関する基準」という。)により取得される道路の部分という。

2. 道路構造令においては環境施設帯の定義はなされていないが「道路環境保全に関する基準」によれば、路肩、歩道等、植樹帯、側道は環境施設帯に含まれるものである。なお、停車

帯は道路構造令第 2 条により車道の一部を構成するものであるから、環境施設帯には含まれない。

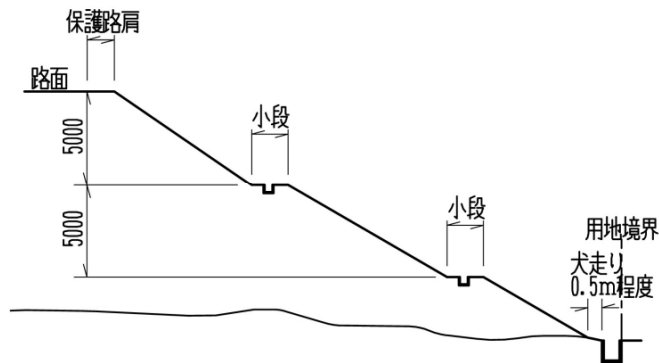


出典：国土交通省

**(その他 (のり面) : 21155)**

第62条 人工斜面、被覆、法面保護等、切土、盛土で構成されるすべてを含む。

2. 小段、犬走はのり面に含める。
3. 保護路肩については、その他通行不可とする。



**(その他 (その他通行可) : 21156)**

第63条 道路敷地内で道路部に含めることはできないが車両の通行が可能な場合、その通行可とする。

2. 改築工事等で線形改良した場合で、部分的に線形が変わり本来道路の機能を失った空間が残っている場合で、車止め、ガードレール等で車両の進入を防止しておらず、通行が可能な場合、その他通行可とする。

**(その他 (その他通行不可) : 21157)**

第64条 道路敷地内で道路部に含めることはできない箇所で、のり面で無い箇所についてその他通行不可とする。

**(面積の取得)**

第65条 作成したポリゴン (面) を座標面積計算によるものを標準とする。

2.  $\text{道路部} - ((\text{車道部} - \text{路肩}) + \text{歩道}) = \text{路肩}$  とする必要があることから、路肩面積は計算により求める。

**(延長の取得)**

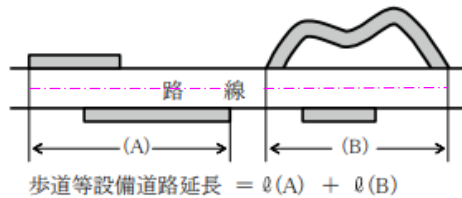
第66条 中心線の延長は、入力した道路中心線を座標計算により求める。表現分類コード : 21110

2. 歩道、中央帯等は構造物の延長を座標計算により求める。一般的には、構造物の開始、終了で区間が設定されていることから中心線延長と同様になる。

### (歩道設置延長：21141)

第67条 交差点の前後に歩道が設置されている場合は、交差点に歩道が設置されているものとしてその延長を加える。

2. 交差点の前後に歩道が設置されていない場合及びどちらか一方に設置されている場合はその交差点の延長は加えない。
3. 歩道設置延長計測用線分を中心線に沿わせて入力する。



### (幅員の取得)

第68条 道路幅員は、面積÷延長により求める。

2. 不定形区間で、面積÷延長で幅員を求めた場合に、最小幅員、最大幅員に影響を与えてしまう場合には、区間を分割する等として対象箇所が、最小、最大幅員に採用されないように注意する。